○関東地方整備局告示第二百七十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年八月一日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録建築物調査機関の名称
　一般社団法人日本住宅性能評価機構
二　住所
　東京都渋谷区代々木一丁目60番5号
三　代表者氏名
　代表理事　三神　幸孝
四　登録年月日
　平成二十四年七月二十五日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
　一般社団法人日本住宅性能評価機構東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目60番5号
　一般社団法人日本住宅性能評価機構山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目21番20号

○北陸地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田下中野字筒中才二八四番五から同市吉田東栄町二九八番四まで	前	八・九九～二八・二九（メートル）	〇・二九五（キロメートル）
	後	一五・五〇～四四・六八（メートル）	〇・二九五（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八号　高岡市内島三五五〇番三から同市柴野内島字中島田七二五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月一日

○中部地方整備局告示第百四十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月一日

中部地方整備局長　足立　敏之

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区千種二丁目20番20号　日本理化工業株式会社 代表取締役　栗田　道秋
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷3－5　大栄産業株式会社東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地9　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　株式会社コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の1　南九州ニッコー株式会社
認定番号	5－12－H－012（07）－7
浄化槽の名称	日理式浄化槽　NK－CPW－A3型

○中国地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前	BA 一四・五〇～四二・〇〇（メートル）	六・三一五（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・五〇～四二・〇〇 二一・〇〇～九二・〇〇	六・三一五 五・八五六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百九十一号　下関市武久町二丁目一〇五七番一から同市武久町二丁目一〇五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月一日

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月一日

北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百三十八号　稚内市大字宗谷村字東浦八九番一から同市大字宗谷村字東浦五二番三まで　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年八月一日

建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式